

令和7年度向け

脱炭素に向けた支援制度

～中小企業等向けガイドブック～

STEP1 【知る】	脱炭素・カーボンニュートラルについて知る	P.1
STEP2 【測る】	自社の排出量等を把握する	P.3
STEP3 【減らす】	排出量等を削減する	
	(1) 省エネ設備を導入したい	P.6
	(2) 再生可能エネルギーを導入したい	P.16
	(3) エコカー等を導入したい	P.21
	(4) 住宅や建築物等の脱炭素化をしたい	P.27
	(5) その他	P.37

令和7年6月(第1版)

尼崎市

脱炭素に向けた支援制度〈令和7年度向け第1版〉

尼崎市は、地球温暖化による危機を市民や事業者の皆さまと共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。

2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、取組を進めています。

取組の一環として、「脱炭素に向けた支援制度～中小企業等向けガイドブック～」では、国や兵庫県、尼崎市における省エネ・地球温暖化対策のための補助金・減税等の支援制度をとりまとめています。

脱炭素経営に向けて、皆様の事業活動の一助としてご活用ください。

なお、本ガイドブックの内容は令和7年6月現在のもので、今後変更となる場合があります。最新情報や詳細については各制度のホームページ等で直接ご確認ください。

尼崎市公式ホームページでも、現在公募中の、
脱炭素に向けた支援制度などをまとめています。

(尼崎市ホームページ) 脱炭素に向けた支援メニュー等



目次における【行政機関名】

経…経済産業省(含:NEDO等)による支援制度(<http://www.meti.go.jp/>)(<http://www.nedo.go.jp/>)

環…環境省による支援制度(<http://www.env.go.jp/>)

国…国土交通省による支援制度(<http://www.mlit.go.jp/>)

カテゴリ	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等 法人・個人	個人等	
【知る】	カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	1	●		経
	カーボンニュートラルに係る情報サイト(1)	1	●		環、経
	カーボンニュートラルに係る情報サイト(2)	2	●		経
	ひょうご脱炭素経営スクール	2	●		県
【測る】	省エネ最適化診断 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	3	●		経
	地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業	3	●		経
	IT導入補助金(通常枠)	4	●		経
	排出量等算定ツール	4	●		環、経
	GHG排出量算定サービス導入補助金制度	5	●		県
	GX診断補助金	5	●		県
【減らす】 (1) 省エネ設備導入等	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	6	●		環
	SHIFT事業 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	6	●		環
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	7	●		経
	令和6年度補正省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業 令和7年度先進的省エネルギー投資促進支援事業	7	●		経
	省エネルギー投資促進支援事業	8	●		経
	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	8	●		経
	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	9	●		環
	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	9	●		環
	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	10	●		環
脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	10	●		環	

カテゴリー	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	11	●		経
	中小企業経営強化税制（A類型）	11	●		経
	中小企業投資促進税制	12	●		経
	省エネルギー設備投資に係る利子補給金 （省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金）	12	●		経
	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための 利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業）	13	●		環
	日本政策金融公庫による環境・エネルギー対策資金（GX関連）	13	●		—
	兵庫県地球環境保全資金融資制度	14	●		県
	設備貸与制度	14	●		県
	カーボンニュートラル支援専門家派遣事業	15	●		県
脱炭素経営支援事業	15	●		市	
【減らす】	再生可能エネルギーの導入				
	再エネ導入拡大のためのフレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業	16	●		経
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	16	●		環
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	17	●		環
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業	17	●		環
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による建物間融通モデル創出事業	18	●		環
	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	18	●		環
	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の 電力貯蔵システム導入支援事業	19	●		経
	事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	19	●		県
（予定）太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業（10kW以上）	20	●		市	
太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業（10kW未満）	20	●	●	市	

カテゴリ	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 (3) エコカー等導入	CEV補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	21	●	●	経
	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	21	●	●	経
	商用車等の電動化促進事業	22	●		環
	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティの導入促進事業)	22	●		環
	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	23	●		環
	産業車両等の脱炭素化促進事業	23	●		環
	物流脱炭素化促進事業	24	●		国
	燃料電池バス・トラック導入促進事業	24	●		県
	水素ステーション整備費補助事業 燃料電池モビリティ利活用促進事業	25	●		県
	最新規制適合車等購入資金融資制度 (兵庫県地球環境保全資金)	25	●		県
尼崎市グリーンビークル導入補助制度	26	●		市	
【減らす】 (4) 住宅、建築物等の脱炭素化	給湯省エネ2025事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)	27		●	経
	先進的窓リノベ2025事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)	27	●	●	環
	子育てグリーン住宅支援事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)のうち、住宅の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)	28		●	国
	子育てグリーン住宅支援事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)のうち、既存住宅のリフォーム	28		●	国
	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	29	●	●	環
	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 (ZEH-M、ZEB、既存住宅ZEH改修)	29	●		経
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業	30	●	●	環
	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)	30	●	●	国
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	31	●		環	

カテゴリー	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 住宅、建築物等の脱炭素化	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	31	●		環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業)	32	●		環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (サステナブル倉庫モデル促進事業)	32	●		環
	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	33	●		環
	集合住宅の省CO2化促進事業	33	●	●	環・経
	既存建築物省エネ化推進事業	34	●		国
	賃貸集合給湯省エネ2025事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)	34	●	●	経
	家庭における省エネ支援事業補助金	35		●	県
	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 (住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)	35		●	県
	木質バイオマスボイラー導入補助	36	●		県
子育て世帯等の新築・中古戸建住宅取得補助	36		●	市	
【減らす】 【その他】	J-クレジット制度	37	●		—
	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 (省エネ行動であま咲きコインをためよう)	37	●		市
	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	38	●		市
	SDGs企業登録事業	38	●		市

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

事業名	カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する web 相談		
支援内容	<p>＜対象者＞ カーボンニュートラルに取り組む中小企業・小規模事業者</p> <p>＜相談形態＞ オンライン会議システム (Zoom・Microsoft Teams) での相談</p> <p>＜相談時間＞ 毎週火曜日と木曜日 午前 9 時～午後 5 時</p> <p>＜費用＞ 無料</p> <p>＜申込方法＞ 以下の URL 記載の申込フォームから申し込み。(事前予約制) https://www.smrj.go.jp/contact/keiei_08/index.php</p>		
お問い合わせ	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 電話：03-5470-1564		

事業名	カーボンニュートラルに係る情報サイト(1)	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに係る各種情報サイトを紹介		
支援内容	<p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム脱炭素経営ガイド</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/  ・ <u>環境省温室効果ガス排出削減等指針</u> 事業活動・日常生活について、削減対策の情報を網羅的に整理 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html  ・ <u>環境省脱炭素ポータル</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/private-sector/  ・ <u>環境省 脱炭素化事業支援情報サイト (エネ特ポータル)</u> 環境省の脱炭素化事業の予算情報や活用事例等を紹介 https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/  ・ <u>環境省 ZEB PORTAL</u> 建築物の脱炭素化に役立つ情報を発信(説明会・補助金・事例等) https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html  		
お問い合わせ	上記各 URL		

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

事業名	カーボンニュートラルに係る情報サイト(2)	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに係る各種情報サイトを紹介		
支援内容	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省 中小企業等における CN 対策 中小企業が CN に取り組むにあたって役立つ情報を発信 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html ・中小企業基盤整備機構カーボンニュートラルチェックシート カーボンニュートラル実現に向けた取組を、ステップ毎に整理 https://j-net21.smrj.go.jp/special/chusho_sdgs/carbonneutral/checksheet.html ・中小企業基盤整備機構 カーボンニュートラルの進め方 カーボンニュートラルに取り組む必要性や進め方を動画で紹介 https://www.smrj.go.jp/institute/manabeecampus/sme/ondemand_course/aihbak0000002f49.html ・中小企業基盤整備機構 J-Net21 (支援情報ヘッドライン) 国・地方公共団体の支援策やセミナーなどの情報をまとめて検索 https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html 		
お問合せ	上記各 URL		

事業名	ひょうご脱炭素経営スクール	行政機関名	兵庫県
募集期間	6月下旬から募集開始予定		
事業概要	県内中小事業者等が、脱炭素経営ポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援		
支援内容	<p><対象者> 県内中小事業者等</p> <p><対象者数> 20社程度</p> <p><内容> 年間10回程度の連続講座を実施</p> <p><講座受講料> 無料</p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班 電話 : 078-362-3273		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	省エネ最適化診断 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和7年4月15日～令和7年11月中旬		
事業概要	約1日の診断で、工場・ビル等全体のエネルギーのムダを確認。さらに希望があれば、「IoT診断」でデータに基づく詳細な診断を受けられる。		
支援内容	<p><診断機関> (一財)省エネルギーセンター (エネルギー管理士等の資格や同等の力量、診断経験を有し、同センターに登録された「エネルギー使用合理化専門員」)</p> <p><診断費用(税込)> (1)省エネ最適化診断：事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定 ・小規模診断：専門家1人診断(説明会なし)：7,920円(税込) ・A診断(専門家1名+診断結果説明会)：10,670円(税込) ・B診断(専門家2名+診断結果説明会(説明会は1人))：16,940円(税込) ・大規模診断(事前打合せ+専門家2人診断+説明診断結果説明会)：25,850円(税込) (2)ステップアップ診断：省エネ最適化診断実施後、更に深掘したニーズある場合に受診可 ・ステップアップ診断(事前調査+(計測)+現地診断+診断結果説明会)：16,940円(税込)</p>		
お問合せ	一般財団法人省エネルギーセンター		

事業名	地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	登録診断機関または地域の省エネお助け隊にご確認ください。		
事業概要	省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案をします。また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートをします。		
支援内容	<p><内容> (1)ウォークスルー診断 設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案 ①工場・事業所全体プラン：15,290～48,840円(税込) ②設備単位プラン(1設備)5,720円(税込)、(2設備)：11,440円(税込)</p> <p>(2)IT診断 計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案 費用：22,000円～55,000円程度(上限220,000円(税込))</p> <p>(3)伴走支援 更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポート 費用：11,000円～22,000円程度(上限48,840円(税込))</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	IT 導入補助金（通常枠）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和7年5月13日～令和7年6月16日（2次公募） 令和7年6月17日～令和7年7月18日（3次公募）		
事業概要	CO ₂ 排出量算定ツールやエネルギーマネジメントシステムの導入など IT ツールを導入費用の一部を補助		
支援内容	 <p> <対象者> 中小企業・小規模事業者 <補助率> 1/2～2/3 以内※ ※13 か月以上地域別最低賃金+50 円以内で雇用している従業員が全従業員の 30%以上 であることを示した場合の補助率 <補助上限額> ・1プロセス以上 : 150万円 ・4プロセス以上 : 450万円 <対象経費> ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料 最大 2 年分)、導入関連費 <対象要件> 補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後の伸び率が3%以上、3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上の数値目標を作成すること </p>		
お問合せ	TOPPAN 株式会社		

事業名	排出量等算定ツール	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	エクセルやシステムを使って排出量を把握するサイトを紹介		
支援内容	<p> <内容> ・日本商工会議所 CO₂チェックシート 日本商工会議所が無料で提供するエクセルにエネルギー使用量を入力することで、 排出量を自動計算できるツール。 https://eco.jcci.or.jp/checksheet </p> <p> ・EEGS 環境省が無料で提供している特定排出者以外の事業者も自らの温室効果ガス排出量を算定し、 また、任意でその結果を公表できるツール。 https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login </p> <p> ・民間事業者のツール 経済産業省が「中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン」の登録者の中で、 温室効果ガス排出量の算定ツールを提供している事業者を紹介。事業者の詳細は登録リストの 「温室効果ガス排出量算定ツール提供」の欄をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html </p>		
お問合せ	上記各 URL		

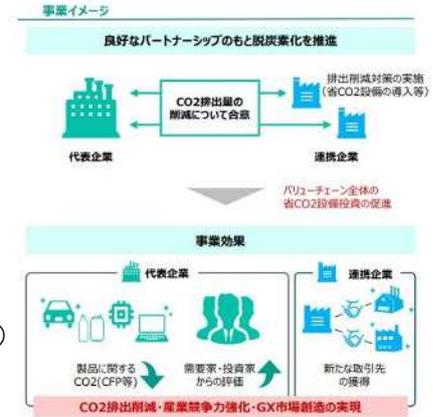
STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	GHG 排出量算定サービス導入補助金制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和7年4月1日～令和7年12月19日		
事業概要	温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する「排出量算定サービス」を導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者</p> <p><対象サービス> 事業者の温室効果ガス排出量の把握並びに削減に資するシステム※1 (サプライチェーン排出量(スコープ3を含む)※2を算定できるプランが対象※3)</p> <p>※1 令和7年4月1日以降に契約し、その日から起算して30日以内に申請したものに限り ※2 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量 ※3 サプライチェーン排出量の算定状況については実績報告書に記載</p> <p><対象経費> ・システムの月額使用料（年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額） ※ 利用開始日の属する月から令和8年3月までの期間 ※ 契約日から3か月以上継続した月額使用料に限る（初期導入費用は除く） ※ 令和8年3月18日までに支払いが完了した使用料が対象 ※ 消費税及び地方消費税の額は除く</p> <p><補助金額> 補助対象経費の1/2(上限1万円/月)</p>		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第2課(兵庫県環境部環境政策課内) 電話：078-362-3284		

事業名	GX 診断補助金	行政機関名	兵庫県																			
募集期間	令和7年5月1日～令和8年1月30日																					
事業概要	省エネ診断に係る受診費用の一部を補助																					
支援内容	<p><対象者> ひょうご産業 SDGs 推進宣言企業（認証企業含む）</p> <p><対象経費・補助額> 次の①、②のいずれかの省エネ診断に係る受診費用の一部を補助</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>診断名</th> <th>区分</th> <th>料金(税抜)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①省エネ最適化診断</td> <td>A診断 (300kL未満)</td> <td>9,700円</td> <td rowspan="6">1/2</td> </tr> <tr> <td>B診断 (300kL以上1,500kL未満)</td> <td>15,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②省エネ診断(ワークスルー診断)</td> <td>設備単位プラン(1設備)</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>設備単位プラン(2設備)</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td>300kL診断プラン(300kL以下)</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)</td> <td>19,100円</td> </tr> </tbody> </table>			診断名	区分	料金(税抜)	補助率	①省エネ最適化診断	A診断 (300kL未満)	9,700円	1/2	B診断 (300kL以上1,500kL未満)	15,400円	②省エネ診断(ワークスルー診断)	設備単位プラン(1設備)	5,200円	設備単位プラン(2設備)	10,400円	300kL診断プラン(300kL以下)	13,900円	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	19,100円
診断名	区分	料金(税抜)	補助率																			
①省エネ最適化診断	A診断 (300kL未満)	9,700円	1/2																			
	B診断 (300kL以上1,500kL未満)	15,400円																				
②省エネ診断(ワークスルー診断)	設備単位プラン(1設備)	5,200円																				
	設備単位プラン(2設備)	10,400円																				
	300kL診断プラン(300kL以下)	13,900円																				
	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	19,100円																				
お問合せ	ひょうご産業活性化センター 成長支援課 電話：078-977-9117																					

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	Scope3 排出量削減のための企業間連携による省 CO2 設備投資促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体</p> <p><主な補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 代表企業の Scope3 削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が本事業実施後の連携企業の CO2 排出量について合意を行っていること 代表企業は、2 者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること 代表企業は、「GX 率先実行宣言」を行っていること <p><補助対象設備> 現在の設備に対して 30%以上の省 CO2 効果が見込める設備の導入</p> <p><補助率></p> <p>(1) 中小企業：1/2 (2) 大企業：1/3（「GX 率先実行宣言」を行い、かつ、対策により CO2 排出量を 3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は 1/2）</p> <p><補助上限額> 15 億円(1 事業者につき)</p> <p><事業期間> 最大 3 カ年</p>		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		



事業名	SHIFT 事業 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年事業：令和 7 年 4 月 15 日～令和 7 年 9 月末日（予定）（6 次公募） 令和 6 年度補正：令和 7 年 6 月 16 日(2 次公募) 令和 7 年度事業：公募開始前		
事業概要	工場・事業場における脱炭素化に向けた取組を推進し、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者を支援		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1) 省CO₂型設備更新支援事業 (C: 中小企業事業) (令和6年度事業) 中小企業等によるCO₂削減計画に基づく設備更新事業</p> <p>(2) 省 CO₂ 型システムへの改修支援事業 (令和 6 年度補正、令和 7 年度事業) 中小企業等における CO₂ 排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO₂ 排出量を工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム系統で 30%以上削減する設備導入を支援する事業 (3 ヶ年以内)</p> <p>(3) DX 型 CO₂ 削減対策実行支援事業 (令和 6 年度補正、令和 7 年度事業) DX システムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省 CO₂ 化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する事業(2 ヶ年以内)</p> <p><補助率等></p> <p>(1) 以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助 i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂ (円) ii) 補助対象経費の1/2 (円)</p> <p>(2) 1/3、補助上限：1 億円または 5 億円</p> <p>(3) 3/4、補助上限：200 万円</p>		
お問合せ	令和 6 年度事業 (CO ₂ 型設備更新支援 C(中小企業事業))：一般財団法人環境イノベーション情報機構 令和 6 年度補正・令和 7 年度事業：一般社団法人温室効果ガス審査協会		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和7年4月25日～令和7年7月25日（第20次）		
事業概要	中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><補助要件> 次の(1)～(4)の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定及び実行 (1)付加価値額：年平均成長率+3%以上増加 (2)1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 (3)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 (4)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は(1)(2)(4)のみとする。</p> <p><補助率> 中小企業 1/2、小規模・再生 2/3</p> <p><補助限度額[類型・従業員別]> ・5人以下：750万円(850万円) ・6人～20人：1,000万円(1,250万円) ・21人～50人：1,500万円(2,500万円) ・51人以上：2,500万円(3,500万円) ※()内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合</p>		
お問合せ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013		

事業名	令和6年度補正省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業 令和7年度先進的省エネルギー投資促進支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和6年度補正予算：令和7年6月上旬～令和7年7月上旬（2次公募） ※追加公募予定あり ※令和7年度分は過去に採択された複数年度事業用の予算（新規公募なし）		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 法人及び個人事業主 <補助事業及び補助率等> (1)工場・事業場型 工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助する事業 (a)先進枠 補助率：中小企業 2/3 以内、大企業 1/2 以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円） (b)一般枠 補助率：中小企業 1/2 以内、大企業 1/3 以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円） (c)中小企業投資促進枠（新設） 補助率：1/2 以内 上限額：3億円 (2)電化・脱炭素燃转型 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助する事業 補助率：1/2 以内 上限額：1億円 (3)エネルギー需要最適化型 EMSの導入を補助する事業 中小企業：1/2、大企業：1/3、上限額：1億円</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ (1)工場・事業場型 (a)先進枠 電話 03-5565-3840 (b)(c) 一般枠／中小企業投資促進枠 電話：03-5565-4463 (2)電化・脱炭素燃转型 電話：03-5565-3840 (3)エネルギー需要最低化型 電話：03-5565-4773		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	省エネルギー投資促進支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和6年度補正予算：令和7年6月上旬～ 令和7年7月上旬（2次公募） ※追加公募予定あり		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 全業種の法人及び個人事業主</p> <p><補助事業及び補助率等></p> <p>(1)設備単位型 予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。 1/3以内、上限額：1億円</p> <p>(2)エネルギー需要最適化型 エナマネ事業者と契約し、EMSを用いて省エネ化を図る事業 中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 設備単位型：0570-057-025 エネルギー需要最適化型 電話：03-5565-4773		

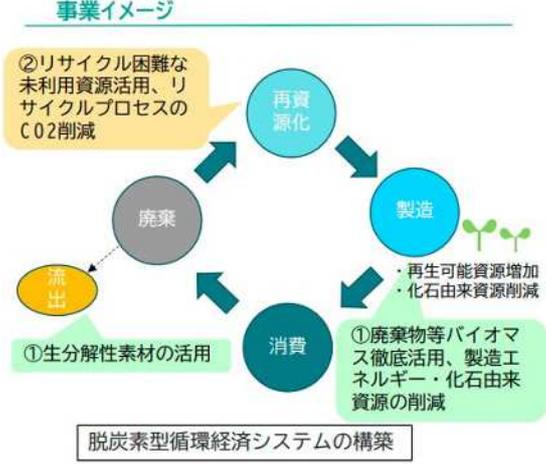
事業名	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和7年6月中旬以降（予定）～(1次公募) 令和7年7月中旬以降（予定）～(2次公募)		
事業概要	貨物輸送等の省エネ化のための実証事業に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間企業等</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1)トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業 配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理や輸送機器の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援する事業</p> <p>(2)新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業 高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラック等の充電インフラ使用枠の割当最適化等の実証を支援する事業</p> <p><補助率> (1) 定額、1/2、(2)1/2</p>		
お問合せ	(1)パシフィックコンサルタンツ株式会社/パシフィックリプロサービス株式会社 (2)パシフィックコンサルタンツ株式会社		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年4月15日～令和7年5月19日		
事業概要	冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品 小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p>＜補助率＞ 原則 1/3 ただし、「先進的な中小企業」に合致し、かつ審査時の得点順上位 10%以内の事業者は 1/2</p> <p>＜その他＞ ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換目標を設定した上で外部公表していることを条件とし、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。 ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外。</p> 		
お問合せ	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 事業支援センター 電話：03-5733-4964		

事業名	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年4月21日～令和6年11月28日		
事業概要	既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p>＜補助対象事業＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 最新型の高効率機器への改修事業 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量（CO2排出量）を20%以上削減する改修事業 先進的省エネ型浄化槽への交換事業 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量（CO2排出量）を46%以上削減する交換事業 再生可能エネルギー設備の導入事業 上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー（太陽光発電など）の導入事業 <p>＜補助率＞ 1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人全国浄化槽団体連合会連合会 電話：03-3267-9757		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年4月22日～令和7年5月26日		
事業概要	廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO ₂ の削減・社会実装化に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 民間事業者・団体、大学、研究機関等</p> <p>＜対象事業＞ (1) 化石資源由来プラスチックを代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業 (2) プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO₂化実証事業 (3) 廃棄物等バイオマスを用いた省CO₂型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業 (4) 廃油のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業</p> <p>＜補助率＞ 1/3、1/2</p> <div style="text-align: right;">  <p>事業イメージ</p> <p>②リサイクル困難な未利用資源活用、リサイクルプロセスのCO₂削減</p> <p>再資源化</p> <p>製造 ・再生可能資源増加 ・化石由来資源削減</p> <p>消費 ①廃棄物等バイオマス徹底活用、製造エネルギー・化石由来資源の削減</p> <p>①生分解性素材の活用</p> <p>廃棄</p> <p>流出</p> <p>脱炭素型循環経済システムの構築</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人日本有機資源協会 電話：03-3297-5618		

事業名	脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業	行政機関名	環境省																
募集期間	公募開始前																		
事業概要	中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助																		
支援内容	<p>＜対象者＞ 民間事業者・団体</p> <p>＜対象事業＞ (1) リース会社が ESG を考慮した取組を実施している場合 ①ESG 関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等 ②ESG について、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等 (2) バリューチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合 ①トップティア等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等 ②バリューチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりバリューチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等</p> <p>＜補助率等＞ 右表の通り</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) リース会社の ESG の取組</th> <th colspan="2">(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>◎</th> <th>○</th> <th>◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②特に優良な取組</td> <td>①</td> <td>②特に優良な取組</td> </tr> <tr> <td>総リース料の 1～4%</td> <td>①の率に対して +1%</td> <td>総リース料の 1～4%</td> <td>①の率に対して +1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。</p>			(1) リース会社の ESG の取組		(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組		○	◎	○	◎	①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%
(1) リース会社の ESG の取組		(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組																	
○	◎	○	◎																
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組																
総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%																
お問合せ	一般社団法人環境金融支援機構 電話：03-6261-1530																		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	行政機関名	経済産業省																																
募集期間	～令和11年3月31日(令和10年度末)																																		
事業概要	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を行う中小企業の控除率を引上																																		
支援内容	<p><対象> 事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO₂排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具(一定の鉄道用車両に限る。) ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。 ※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改正概要 【適用期間】令和10年度末まで (認定期間：2年以内+設備導入期間：認定日から3年以内)</p> <p style="text-align: center;">生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入</p> <p>(1) 対象 事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO₂排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具(一定の鉄道用車両に限る。) ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。 ※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの</p> <p>(2) 措置内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">見直し・拡充</th> </tr> <tr> <th>企業区分</th> <th>炭素生産性</th> <th>税制措置</th> <th>企業区分</th> <th>炭素生産性</th> <th>税制措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">なし</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td>中小企業</td> <td>17%</td> <td>税額控除14% 又は特別償却50%</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>20%</td> <td>税額控除10% 又は特別償却50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10%</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">税額控除10% 又は特別償却50%</td> <td>中小企業</td> <td>10%</td> <td>税額控除10% 又は特別償却50%</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>15%</td> <td>税額控除5% 又は特別償却50%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※措置対象となる投資額は、500億円まで、控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。</small></p> </div>			対象	現行			見直し・拡充			企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置	なし	—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%	10%	—	税額控除10% 又は特別償却50%	中小企業	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%
対象	現行				見直し・拡充																														
	企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置																													
なし	—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%																													
				大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%																													
	10%	—	税額控除10% 又は特別償却50%	中小企業	10%	税額控除10% 又は特別償却50%																													
				大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%																													
お問合せ	近畿経済産業局資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室 電話：06-6966-6055																																		

事業名	中小企業経営強化税制(A 類型)	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和9年3月31日(令和8年度末)		
事業概要	中小企業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、一定の税額控除を選択適用可		
支援内容	<p><対象者> 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金又は出資金の額が1億円以下の法人など)</p> <p><要件> ・生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか ・生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) ・中古資産・貸付資産でない、国内への投資であること等</p> <p><対象設備> 凡例：対象設備(最低価額/販売開始時期) ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内) ・ソフトウェア(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの(70万円以上/5年以内))</p> <p><控除率> 即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用可</p>		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821		

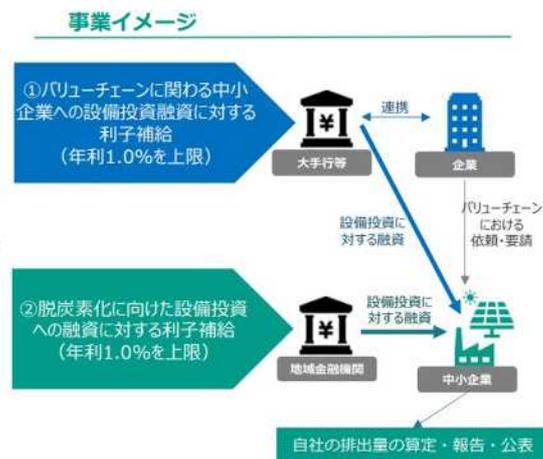
STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	中小企業投資促進税制	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和9年3月31日(令和8年度末)		
事業概要	青色申告書を提出する「中小企業者等」が、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額に対する税額控除が選択適用可		
支援内容	<p><対象者> 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) 従業員数1,000人以下の個人事業主</p> <p><対象設備> ・機械及び装置(160万円以上/台) ・測定工具及び検査工具(120万円以上/台、30万円以上/台かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上) ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。 ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)・内航船舶(取得価格の75%が対象)</p> <p><控除率> 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用可 (税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)</p> <p><その他> ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、 ④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外</p>		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821		

事業名	省エネルギー設備投資に係る利子補給金 (省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	1次公募：令和7年5月27日～6月20日、2次公募：令和7年6月27日～8月8日 3次公募：令和7年8月中旬～9月下旬、4次公募：令和7年10月上旬～11月上旬 ※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって受付を終了		
事業概要	省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関(民間金融機関等)から融資を受ける事業者に対しての利子の一部を補給		
支援内容	<p><対象者> 民間団体等</p> <p><利子補給率> 1.0%以内</p> <p><利子補給期間> 最長10年間</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給金担当 電話：03-5565-4460		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための 利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年4月28日～令和7年12月26日		
事業概要	金融機関が行うバリューチェーン全体の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対し、その利子の一部を補給		
支援内容	<p>＜対象者＞ 金融機関</p> <p>＜内容＞</p> <p>(1)バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、当該バリューチェーンに関わる中小企業の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対して、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給</p> <p>(2)排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給</p>		
お問合せ	一般社団法人環境パートナーシップ会議		



事業名	環境・エネルギー対策資金 (GX 関連)	行政機関名	日本政策 金融公庫
募集期間	通年		
事業概要	温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション (GX) に取り組むために必要な資金を融資		
支援内容	<p>＜融資対象者＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GX に取り組む方</p> <p>＜融資対象資金＞ GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。）</p> <p>＜融資限度額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、1億2千万円（代理貸付） ・ 国民生活事業：7,200万円（うち、運転資金4,800万円） <p>＜融資要件＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(1) GXにかかる取組を開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあっては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を目途に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる方</p> <p>(2) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組を図る方</p>		
お問合せ	株式会社日本政策金融公庫		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	兵庫県地球環境保全資金融資制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
事業概要	地球温暖化対策及び公害防止のための設備設置、及び工場等の緑化を行うために必要な資金を融資		
支援内容	<p><対象者> 県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者</p> <p><資金用途> ①地球温暖化対策 ②環境保全 ③公害防止 ④緑化</p> <p><融資限度額> 1億円(1企業・組合)</p> <p><融資期間> 1年以上15年以内</p> <p><融資利率> 年0.7%</p> <p><返済方法> 15年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済 ※信用保証：原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。</p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3339		

事業名	設備貸与制度	行政機関名	兵庫県																					
募集期間	通年																							
事業概要	創業及び経営の革新・経営基盤の強化を図ろうとする中小企業の方が導入したい設備を、長期かつ固定損料(金利)で貸与																							
支援内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割賦販売</th> <th>リ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象企業</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県内に設置するもので、本年度内に設置が完了するもの 国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人(特認50人)以下 卸売業・サービス業 5人(特認50人)以下 小 売 5人(特認50人)以下 <small>※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業・小売 6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。</small> <small>※ 最近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。</small> <small>※ 大企業からの出資等の割合が筆で3分の1を超えていないこと。</small> </td> </tr> <tr> <td>貸与額</td> <td colspan="2">100万円～1億円(税込)</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td colspan="2">兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)</td> </tr> <tr> <td>年利/月額リース料率</td> <td> 年 利 割 賦 販 売 0.95%～2.20% </td> <td> 月額リース料率 リ ー ス 0.982%～2.977% </td> </tr> <tr> <td>返済期間・支払期間</td> <td colspan="2"> 設備の法定耐用年数以内(3年～10年) <small>商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適用される場合があります。</small> <small>また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。</small> </td> </tr> <tr> <td>保証人・担保</td> <td colspan="2"> 原則不要 ※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。 </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	割賦販売	リ ー ス	対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県内に設置するもので、本年度内に設置が完了するもの 国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人(特認50人)以下 卸売業・サービス業 5人(特認50人)以下 小 売 5人(特認50人)以下 <small>※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業・小売 6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。</small> <small>※ 最近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。</small> <small>※ 大企業からの出資等の割合が筆で3分の1を超えていないこと。</small>		貸与額	100万円～1億円(税込)		対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)		年利/月額リース料率	年 利 割 賦 販 売 0.95%～2.20%	月額リース料率 リ ー ス 0.982%～2.977%	返済期間・支払期間	設備の法定耐用年数以内(3年～10年) <small>商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適用される場合があります。</small> <small>また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。</small>		保証人・担保	原則不要 ※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。	
区 分	割賦販売	リ ー ス																						
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県内に設置するもので、本年度内に設置が完了するもの 国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人(特認50人)以下 卸売業・サービス業 5人(特認50人)以下 小 売 5人(特認50人)以下 <small>※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業・小売 6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。</small> <small>※ 最近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。</small> <small>※ 大企業からの出資等の割合が筆で3分の1を超えていないこと。</small>																							
貸与額	100万円～1億円(税込)																							
対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)																							
年利/月額リース料率	年 利 割 賦 販 売 0.95%～2.20%	月額リース料率 リ ー ス 0.982%～2.977%																						
返済期間・支払期間	設備の法定耐用年数以内(3年～10年) <small>商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適用される場合があります。</small> <small>また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。</small>																							
保証人・担保	原則不要 ※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。																							
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室 設備投資課 電話：078-977-9086/078-977-9122																							

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	カーボンニュートラル支援専門家派遣事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	随時受付(派遣予定企業数 20 社)		
事業概要	脱炭素化に向けた取り組みに意欲のある県内ものづくり中小企業に専門家を無料で派遣し、温室効果ガス排出量の把握や計算方法の確立など企業の過程に応じた助言や企画提案を行う。		
支援内容	<p><対象者> カーボンニュートラル・脱炭素への取り組みに意欲的なものづくり中小企業（業種指定あり）</p> <p><派遣回数・助言時間> 1 企業当たり年 3 回まで、派遣 1 回当たり 3 時間程度</p> <p><融資限度額> 1 億円（1 企業・組合）</p> <p><費用負担> なし（無料）</p>		
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター創業推進部 取引振興課 電話：078-977-9074		

事業名	脱炭素経営支援事業	支援機関名	尼崎市																							
募集期間	①は随時受付、②は公募開始前																									
事業概要	脱炭素経営に取り組む市内企業等を「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定・公表するとともに、認定事業所に対して、省エネ診断の受診や省エネ設備の導入等に必要な経費の一部補助など、金融機関や産業団体等と連携し、伴走支援を行う																									
支援内容	<p><対象> ①：市内に事業所を有する企業（大企業、中小企業、個人事業主） ②：市内に事業所を有する企業（中小企業、個人事業主）</p> <p><実施概要> ① 脱炭素経営宣言・認定制度の実施 あまがさき脱炭素経営事業所（ブロンズ、シルバー、ゴールド）の認定・公表等による支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p>② 認定事業所の脱炭素経営に係る取組を対象とする一部補助（予定） 申請には、①の認定が必要であり、認定区分に応じて補助内容が異なります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>認定区分</th> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th>補助内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 省エネ診断等活用補助金</td> <td rowspan="2">ブロンズ</td> <td colspan="2">A: CO2排出量可視化サービス利用料</td> <td rowspan="6">未定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B: 省エネ診断サービス利用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2) 脱炭素化設備等導入補助金</td> <td rowspan="2">シルバー</td> <td colspan="2">C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)</td> </tr> <tr> <td>D: 再生可能エネルギー設備導入費用</td> <td>太陽光発電設備 蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴールド</td> <td colspan="2">C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)</td> </tr> <tr> <td>D: 再生可能エネルギー設備導入費用</td> <td>太陽光発電設備 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳しくは市HPをご覧ください。 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/eco_sien/1006271/1041324.html</p>			補助金名	認定区分	補助対象経費		補助内容	(1) 省エネ診断等活用補助金	ブロンズ	A: CO2排出量可視化サービス利用料		未定	B: 省エネ診断サービス利用料		(2) 脱炭素化設備等導入補助金	シルバー	C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)		D: 再生可能エネルギー設備導入費用	太陽光発電設備 蓄電池	ゴールド	C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)		D: 再生可能エネルギー設備導入費用	太陽光発電設備 蓄電池
補助金名	認定区分	補助対象経費		補助内容																						
(1) 省エネ診断等活用補助金	ブロンズ	A: CO2排出量可視化サービス利用料		未定																						
		B: 省エネ診断サービス利用料																								
(2) 脱炭素化設備等導入補助金	シルバー	C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)																								
		D: 再生可能エネルギー設備導入費用	太陽光発電設備 蓄電池																							
	ゴールド	C: 省エネルギー設備導入費用(空調・照明等)																								
		D: 再生可能エネルギー設備導入費用	太陽光発電設備 蓄電池																							
お問合せ	<p><受付窓口> 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課（中小企業センター アイル）電話：06-6488-9565</p> <p><制度について> 尼崎市 経済環境局 経済部 産業政策課 電話：06-6489-6670</p>																									

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

事業名	再エネ導入拡大のためのフレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	再生可能エネルギーの更なる導入拡大を進めるために、フレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーリソースの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象事業></p> <p>(1) DR に対応したリソース導入拡大支援事業 DR に活用できる需要側リソースの導入に係る費用の一部を補助する事業</p> <p>①DR に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援 ②DR の拡大に向けた IoT 化推進支援</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業 需給バランスに応じた再エネ電力の供給を推進するため、再エネ導入を希望する需要家に対し、電源併設型蓄電池の導入に係る費用一部を補助する事業</p> <p><補助率></p> <p>(1)①1/3 ②1/2 (2)1/2、1/3</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話：03-6281-5085		

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年6月5日～7月4日（2次公募）		
事業概要	業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者></p> <p>民間事業者・団体等</p> <p><補助率等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備：定額 ・蓄電池：定額(上限：補助対象経費の1/3) <p><補助条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（車載型蓄電池含む）導入は必須 ・太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く） ・新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。 ・EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり) 		
お問合せ	一般財団法人環境イノベーション情報機構		

事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

需要家（企業等） ← 電気利用料 → 発電事業者

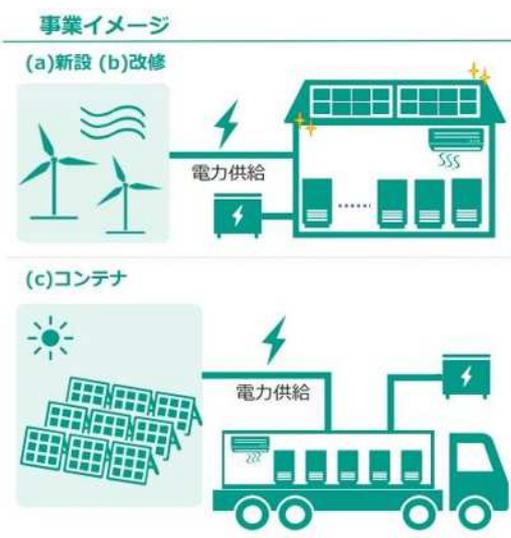
太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		5万円/kW		7万円/kW
購入		4万円/kW		-

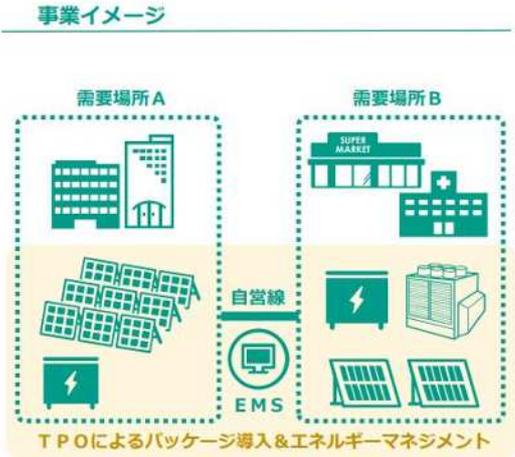
*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	設置場所の特性に応じた太陽光発電の導入・価格低減を促進し、再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入等にかかる費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象事業> コスト要件を満たす以下の事業※(2) (3)、(5)を除く (1)地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 (2)建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (3)窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化 (4)再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 支援事業 (5)地域における脱炭素化先行モデル創出事業</p> <p><補助対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助率等> (1)1/2 (2)補助額：8万円/kW (3)3/5、1/2 (4)及び(5)計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：1/3、1/2、(5)2/3</p> <p>※コスト要件 (1)((4)(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。 (4)(熱利用)：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。</p>		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年4月25日～ 令和7年5月30日		
事業概要	(a) データセンター新設に伴う再エネ・蓄エネ・省エネ設備等導入、(b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><対象事業> データセンターのゼロエミッション化・ レジリエンス強化促進事業</p> <p><補助率> 1/3</p>		
	<p>事業イメージ</p>  <p>(a)新設 (b)改修</p> <p>(c)コンテナ</p>		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による建物間融通モデル創出事業	行政機関名	環境省
募集期間	一次公募：令和7年4月24日～令和7年5月29日 二次公募：令和7年6月13日～令和7年7月10日		
事業概要	民間企業等による TPO モデル(第三者保有モデル)を活用した平時の省 CO ₂ と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出に係る計画策定や設備等導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助率等> 計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：1/2、2/3)</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業イメージ</p> <p>需要場所A</p> <p>需要場所B</p> <p>自営線</p> <p>EMS</p> <p>TPOによるパッケージ導入&エネルギーマネジメント</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

事業名	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等に係る費用の一部、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検、設備の高効率化改修に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象事業></p> <p>(1)水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ポイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援する事業</p> <p>(2)地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する事業</p> <p><対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等</p> <p><補助率></p> <p>(1) 1/2～2/3</p> <p>(2) ①保守点検支援：2/3 ②設備の高効率化改修支援(再エネ由来の設備改修等)： 政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3 上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 電話：011-206-1573		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

事業名	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	公募開始前		
事業概要	調整力等として活用可能な系統用蓄電池や水電解装置等の電力貯蔵システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間企業等</p> <p><対象経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統用蓄電池や水電解装置の導入費用及び及びそれらの実証にかかる経費 ・配電事業等の構築に必要な蓄電池やエネルギーマネジメントシステム等のリソース等の導入費用 <p><補助率> 2/3、1/2、1/3</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助(2/3以内、1/2以内、1/3以内) → 民間企業等</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話：03-6281-5085		

事業名	事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	6月下旬		
事業概要	県と協定を締結した支援事業者が太陽光発電導入を希望する事業者を募り、施工事業者とマッチングを行う。		
支援内容	<p><事業内容></p> <p>施工事業者から事業者が希望する3方式（(1)購入(2)PPA(3)リース）の提案を受けることができるもの。見積取得や提案の比較検討に関するサポート、スケールメリットを活かした価格低減、施工事業者の適格性等の審査による品質確保といったメリットが期待できる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業スキーム</p> <p>選べる導入手法</p> <p>① PPA ② リース ③ 自己設備</p> <p>+</p> <p>蓄電池</p> </div>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3273		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

事業名	(予定) 太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業 (10kW以上)	行政機関名	尼崎市
募集期間	募集開始前		
事業概要	太陽光発電及び蓄電池設備の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組		
支援内容	<p><用途> 事業用</p> <p><対象設備> 太陽光パネル(10kW以上)、蓄電池を予定</p> <p>詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。</p>		
お問合せ	尼崎市環境創造課 電話：06-6489-6301		

事業名	太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業 (10kW未満)	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和7年4月2日～令和7年9月4日		
事業概要	太陽光発電及び蓄電池設備の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組		
支援内容	<p><用途> 住宅用・事業用</p> <p><対象設備> (1) 太陽光パネル (2) 太陽光パネル+蓄電池 (3) 蓄電池 (太陽光パネルを設置済みの方向けプラン) ※すべて施工費・安全対策費・保証込のプラン ※太陽光パネルは10kW未満</p> <p><募集期間 (参加登録期間) > 令和7年4月2日～令和7年9月4日</p> <p><施工までの流れ> ①無料の参加登録(4月2日～9月4日) ②事前見積り(6月上旬～) ※施工業者は、事務局が厳しい基準で審査の上、入札で選定 ③調査の申込(6月中旬～) ※事前見積りを見た上で、設計や最終見積りを作成するための調査を申込みか否かを判断 ④契約・施工(7月中旬～) 調査後、最終見積りを確認し、契約</p>		
お問合せ	<p>阪神神戸 みんなのおうちに太陽光事務局 (アイチューザー株式会社) 電話：0120-728-300</p> <p>受付時間：午前10時00分～午後6時00分(土・日・祝日を除く)</p>		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	CEV 補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	初度登録(届出日)により異なります。		
事業概要	電気自動車や燃料電池自動車等の購入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 対象車を購入する個人、法人、地方公共団体等</p> <p><対象車両> 一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した令和6年12月17日以降に新車新規登録(登録車)又は新車新規検査届出(軽自動車など)された以下の自家用自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車(超小型モビリティ、小型電動モビリティ・二輪車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・ミニカー <p><補助上限額> 車種・型式によって異なる。</p> <p><その他> 補助金交付申請書の提出期限は、原則として次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約が完了した上で)、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内。(翌月の前日までの消印有効) ・令和7年4月1日以降の登録の場合、一部車種で補助額が変更。 		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター一次世代自動車部 電話：0570-001-136		

事業名	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てんインフラ等導入促進補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	電気自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費、燃料電池自動車等の水素ステーションの整備費及び運営費の一部を補助		
支援内容	<p><対象事業> (1) 充電インフラ整備事業等 (2) 水素充てんインフラ整備事業</p> <p><対象者> (1) 法人(マンション管理組合法人を含む)法人格をもたないマンション管理組合、個人(共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等) (2) 法人及び個人事業者</p> <p><補助率> (1) 定額、1/2等 (2) 2/3、1/2</p> <div data-bbox="868 1451 1497 1877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>(1) 充電インフラ整備事業等</p> <p style="text-align: center;">補助(定額) 補助(定額, 1/2等)</p> <p style="text-align: center;">国 → 民間団体等 → 購入者、設置事業者等</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業</p> <p style="text-align: center;">補助(定額) 補助(2/3, 1/2)</p> <p style="text-align: center;">国 → 民間団体等 → 設置事業者等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">      </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※補助対象例</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター充電インフラ部 電話：0570-000-299		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	商用車等の電動化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	(1)トラック：令和7年3月31日～令和8年1月30日 (2)(3)タクシー・バス：令和7年4月28日～令和8年1月9日 (4)建設機械：令和7年5月12日～令和7年11月28日		
事業概要	商用車の電動化の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 貨物自動車運転事業者等 ※事業により対象者が異なる</p> <p>＜対象例＞ (1)トラック：EVトラック、EVバン、FCVトラック (2)タクシー：EVタクシー、PHEVタクシー、FCVタクシー (3)バス：EVバス、FCVバス (4)建設機械（GX建機）※国土交通省の認定を受けた電動建機 (5)充電設備※ ※原則として、上述の車両と一体的に導入するものに限る。</p> <p>＜補助率＞ (1)トラック：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 (2)タクシー：車両本体価格の1/4等 (3)バス：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 (4)建設機械：標準的燃費水準機械との差額の2/3等 (5)充電設備：1/2等</p> <div style="text-align: right;"> <p>事業イメージ</p> <p>【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3等</p> <p>補助対象車両の例 EVトラック/バン、FCVトラック</p> <p>【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4等</p> <p>補助対象車両の例 EVタクシー、PHEVタクシー、FCVタクシー</p> <p>【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3等</p> <p>補助対象車両の例 EVバス、FCVバス</p> <p>【建設機械（新規）】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3等</p> <p>補助対象機械の例 GX建機</p> <p>【充電設備】補助率：本体価格の1/2等</p> <p>補助対象設備の例 充電設備</p> <p>※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る</p> </div>		
お問合せ	トラック：一般財団法人環境優良車普及機構 タクシー・バス：公益財団法人日本自動車輸送技術協会 建設機械：一般社団法人日本建設機械施工協会		

事業名	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ導入促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ等の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p>＜補助率等＞ 1/2(※上限あり)</p> <p>＜主な補助対象設備＞ グリーンスローモビリティの車両等</p> <div style="text-align: right;">  <p>グリーンスローモビリティ</p> <p>時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	HVトラック・EV/HVバス及び充電インフラ、天然ガストラック・バスへの導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象事業></p> <p>(1)ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業 一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援</p> <p>(2)低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO₂削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。</p> <p><対象者> 民間事業者等（(2)は中小トラック運送業者に限る。）</p> <p><補助率></p> <p>(1)標準的燃費水準車両との差額の1/2等</p> <p>(2)①買い替えの場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/2 ②新規購入の場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/3 ※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。</p>		
お問合せ	<p>(1)公益財団法人北海道環境財団補助事業部</p> <p>(2)一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 電話：03-5341-4577</p>		

事業名	産業車両等の脱炭素化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せHPをご確認ください。		
事業概要	空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p><対象車両等></p> <p>(1)空港における脱炭素化促進事業 ①空港における再エネ活用型GPU等導入支援 ②空港におけるEV・FCV型車両導入支援</p> <p>(2)港湾における脱炭素化促進事業 再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援</p> <p>(3)海事分野における脱炭素化促進事業 LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業</p> <p>(4)フォークリフトの燃料電池化促進事業 燃料電池フォークリフト導入支援</p> <p><補助率></p> <p>(1)1/2等、(2)従来機との差額の2/3、本体価格の1/3、(3)直接1/4（中小型船1/2） (4)従来機との差額の1/2等</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	物流脱炭素化促進事業	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和7年6月13日～令和7年7月11日(2次公募)		
事業概要	地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、物流の脱炭素化に向けて次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組を行う際の充填・充電設備等の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫事業者 ・貨物運送事業者 ・貨物利用運送事業者 ・トラックターミナル事業者等 <p><補助対象経費(補助率)></p> <p>① 水素を活用した取組 物流施設等における水素利用関連設備(水素製造設備、水素貯蔵設備、水素充填設備、物流業務用FCV車両等)の一体的な導入に係る経費 【補助率: 1/2以内、上限額: 2.5億円】</p> <p>② 再生可能エネルギーを活用した取組 物流施設等における再エネ利用関連設備(太陽光発電施設、大容量蓄電池、EV充電スタンド、物流業務用EV車両等)の一体的な導入に係る経費 【補助率: 1/2以内、上限額: 2億円】</p>		
お問合せ	物流脱炭素化促進事業事務局: パシフィックコンサルタンツ株式会社 電話: 050-5536-6831		

事業名	燃料電池バス・トラック導入促進事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	①燃料電池バス 令和7年4月28日～令和8年2月6日 ②燃料電池トラック 令和7年4月1日～令和8年2月27日 ③燃料費価格差支援 募集開始前	※交付は予算の範囲内	
事業概要	燃料電池バス・トラックの導入を補助		
支援内容	<p><①②対象者></p> <p>国の補助を受けた者で、県内に使用の本拠を置く燃料電池バス・トラックを導入する事業者等</p> <p><①②補助率・補助額></p> <p>①燃料電池バス 車両本体価格 から国補助金を除いた額の1/2(1台あたり上限2,500万円)</p> <p>②燃料電池トラック 6年間相当のメンテナンス費等を含む車両の導入に必要な経費のうち、導入車両と同規模・同等仕様のディーゼル車両を同条件で導入するのに必要な経費との差額から、国補助金を除いた額の1/2(1台あたり上限1,250万円)</p>		
R5リンク	<p><③対象者></p> <p>新たに県の補助を受けて導入した、県内に使用の本拠を置く燃料電池バス・トラックを運用する者</p> <p><③補助率・補助額></p> <p>県内の水素ステーションで充填した水素の購入費と既存燃料(軽油)との差額の1/2 (上限500円/kg(1台あたり上限96万円/年))</p>		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課大気班 電話: 078-362-3287		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	水素ステーション整備費補助事業、 燃料電池モビリティ利活用促進事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和7年6月11日～令和7年7月11日		
事業概要	水素ステーションの整備、パッケージ型水素供給設備の設置に要する経費の一部を補助		
支援内容	<p>1 水素ステーション整備費補助事業</p> <p><対象者> 国の補助を受けた者であり、県内に定置式水素ステーションを設置する民間会社、個人事業主、地方公共団体等</p> <p><補助額></p> <p>①中規模水素ステーション（水素供給能力：300N m³/h 以上、500N m³/h 未満）</p> <p>ア 補助対象経費から国補助金及び 80,000 千円を除いた額 イ 50,000 千円 ※ア又はイのうち小さい金額</p> <p>②大規模水素ステーション（水素供給能力：500N m³/h 以上）</p> <p>ア 補助対象経費から国補助金及び 100,000 千円を除いた額 イ 100,000 千円 ※ア又はイのうち小さい金額</p> <p>2 燃料電池モビリティ利活用促進事業</p> <p><対象者> 国の補助を受けた者であり、県内にパッケージ型水素供給設備を設置民間会社、個人事業主、地方公共団体等</p> <p><補助額> 補助対象経費から国補助金を除いた額の 1/6（上限 12,500 千円）</p>		
お問い合わせ	兵庫県環境部水大気課 大気班 電話：078-362-3287		

事業名	最新規制適合車等購入資金融資制度 (兵庫県地球環境保全資金)	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（金融機関受付日）		
事業概要	自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車両から適合車両へ買い換える場合や、次世代自動車を購入する場合について、購入資金を低金利で融資		
支援内容	<p><対象者> 県内に工場又は事業場を有する中小企業者、特定非営利活動法人等</p> <p><資金用途></p> <p>①最新規制適合車等の購入 ただし、自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合しない現有のディーゼル自動車等の解体廃車が必要</p> <p>②次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車）の購入</p> <p><融資条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資利率 0.7% ・ 融資限度額 1 台ごとに設定 ・ 償還方法 10 年以内（2 年以内据置可）、元金均等月賦償還 		
お問い合わせ	兵庫県環境部水大気課 大気班 電話：078-362-3287		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

事業名	尼崎市グリーンビークル導入補助制度	行政機関名	尼崎市
募集期間	公募開始前		
事業概要	主として営業等、事業活動において活用する電気自動車・燃料電池自動車の新車導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 尼崎市内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人の事業者等</p> <p><補助金額> (1) 電気自動車 10万円～15万円 (2) 燃料電池自動車：60万円 ※補助金の交付には条件がありますので、詳細は以下にお問い合わせください。</p> 		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	給湯省エネ 2025 事業 (住宅省エネ 2025 キャンペーン)	行政機関名	経済産業省
募集期間	～予算上限に達するまで(遅くとも令和7年12月31日まで)		
事業概要	<p>新築住宅の取得者または既存住宅の住宅所有者等が一定の性能を満たす高効率給湯器を導入した場合、導入に係る費用の一部を補助(リース含む)</p> <p>※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施</p>		
支援内容	<p><対象者> 住宅の所有者等</p> <p><対象設備> (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート) (2)ハイブリット給湯機 (3) 家庭用燃料電池(エネファーム) ※令和6年11月22日以降に着工のもの</p> <p><補助額(基本額)> (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート): 6万円/台 (2)ハイブリット給湯機: 8万円/台 (3)家庭用燃料電池(エネファーム): 16万円/台 ※要件を満たす場合、その性能に応じた定額を加算</p> <p><補助上限台数/住戸あたり> ・戸建住宅: いずれか2台まで ・共同住宅等: いずれか1台まで</p> <p><その他> ・補助対象となる給湯機は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たしたものに限る。 ・補助対象となる給湯機の設置に併せて、蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算(蓄熱暖房機: 8万円/台、電気温水器: 4万円/台)</p>		
お問合せ	<p>住宅省エネ 2025 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話: 0570-022-004 (ナビダイヤル) 03-6629-1601 (IP電話等)</p>		



事業名	先進的窓リノベ 2025 事業(住宅省エネ 2025 キャンペーン)	行政機関名	環境省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで(遅くとも令和7年12月31日まで)		
事業概要	<p>既存住宅の断熱窓への改修に係る費用の一部を補助</p> <p>※申請は、工事請負業者が実施</p>		
支援内容	<p><対象となる工事> 令和6年11月22日以降に住宅所有者等※1 がリフォーム事業者に工事を発注(工事請負契約※2)して実施する断熱窓への改修(リフォーム)工事 ※1: 住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人をいう。 ※2: 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外。</p> <p><補助額等> 住宅の建て方、設置する窓の性能と大きさ、設置方法に応じて定額(上限200万円)</p> <p><その他> ・窓の改修と同一契約内でドア(開口部に取り付けられているものに限る)についても断熱性能の高いドアに改修する場合は補助対象。</p>		
お問合せ	<p>住宅省エネ 2025 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話: 0570-022-004 (ナビダイヤル) 03-6629-1601 (IP電話等)</p>		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	子育てグリーン住宅支援事業（住宅省エネ 2025 キャンペーン）のうち、住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）	行政機関名	国土交通省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで）		
事業概要	エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対してその費用の一部を補助 ※申請は住宅を整備・分譲する事業者が実施		
支援内容	<p><対象者> 令和6年11月22日以降に「対象工事※」に着手し、申請した個人 ※対象工事：令和6年11月22日以降に着手した「基礎工事より後の工程の工事」</p> <p><対象事業> 住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅） (1) ZEH 基準の水準を大きく上回る性能を有する脱炭素型志向住宅（GX 志向型住宅）160 万円/戸※ (2) 長期優良住宅 80 万円/戸※ (3) ZEH 水準住宅 40 万円/戸※ ※：(2) (3)の住宅で古家の除却※の除却を行う場合は、20 万円/戸加算 ※：(1)はすべての世帯、(2) (3)は子育て世帯または若者夫婦世帯（賃貸住宅の新築を除く）が対象。</p>		
お問合せ	住宅省エネ 2025 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-022-004（ナビダイヤル）03-6629-1601（IP 電話等）		

事業名	子育てグリーン住宅支援事業（住宅省エネ2025キャンペーン）のうち、既存住宅のリフォーム	行政機関名	国土交通省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで）		
事業概要	所有者等が、グリーン住宅支援事業者と契約し対象となるリフォーム工事をする場合、リフォーム箇所に応じて費用の一部を補助 ※申請はリフォーム工事を行う事業者が実施		
支援内容	<p><対象者> 令和6年11月22日以降に「対象工事※」に着手し、申請した個人 ※対象工事：リフォームは令和6年11月22日以降に着手したリフォーム工事 (1) 必須工事※：①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置 ※①～③のうち、2つ以上のカテゴリーをを実施する場合のみ補助対象 ※①②については、ZEH 水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。 (2) 任意工事※：④子育て対応改修、⑤防災性向上改修、⑥バリアフリー改修、⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置、⑧リフォーム瑕疵保険等への加入 ※任意工事：※①～③のうち2つ以上のカテゴリーの「必須工事」を行った上で実施する場合のみ補助対象</p> <p><補助額と上限額> ・補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額の合計 ・Sタイプ(必須工事①②③の全てのカテゴリーを実施)：上限：60 万円/戸 ・Aタイプ(必須工事①②③のうち、いずれか2つのカテゴリーを実施)：上限：40 万円/戸</p>		
お問合せ	住宅省エネ 2025 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-022-004（ナビダイヤル）03-6629-1601（IP 電話等）		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	3月公募：令和7年3月24日～令和7年6月13日		
事業概要	既存住宅において、省CO ₂ 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 戸建住宅や集合住宅を所有する個人、法人等</p> <p><対象となる工事> (1) 既存戸建住宅の断熱リフォーム (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム</p> <p><補助率等> (1) 1/3、上限：120万円/戸 (蓄電システム、電気式ヒートポンプ給湯器等への別途補助あり。)</p> <p>(2) 1/3、上限：15万円/戸 (玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸。熱交換型換気設備等への別途補助あり。(集合個別のみ))</p> <div style="text-align: center;"> <p>補助対象の例</p> <p>トータル断熱 高性能建材を用いた断熱改修 断熱材 窓・ガラス 玄関ドア</p> <p>又は</p> <p>部屋だけ断熱 主要部屋の部分断熱改修が可能</p> <p>外壁の断熱改修など 既存の断熱材を撤去し、敷設断熱等を施工</p> <p>内窓設置 既存サッシの内部に樹脂製の内窓を設置</p> <p>外窓交換 古いサッシの枠に重ねて新たなサッシを取付けなど</p> </div>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 断熱グループ 電話：011-206-1573		

事業名	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 (ZEH-M、ZEB、既存住宅ZEH改修)	行政機関名	経済産業省
募集期間	(1) 公募開始前 ※過去に採択した複数年度の案件の実施分のみ (2) 令和7年6月11日～令和7年7月9日 (3) 令和7年6月2日～令和7年6月30日		
事業概要	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、大幅な省エネ実現と再エネの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者等</p> <p><対象事業> (1) 超高層ゼッチ・マンション (ZEH-M) 実証支援事業 超高層の集合住宅における ZEH 化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する事業 ※過去に採択した複数年度の案件の実施分のみ</p> <p>(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB：ゼブ) の実証支援事業 ZEB の設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物 (新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上) について、先進的な技術等の組み合わせによる ZEB 化の実証を支援し、その成果の横展開を図る事業。</p> <p>(3) 既築住宅の ZEH 改修実証支援事業 省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援し、従来の ZEH 以上の住宅への改修を普及させる事業</p> <p><補助率等> (1) 1/2 (2) 2/3 (3) 1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

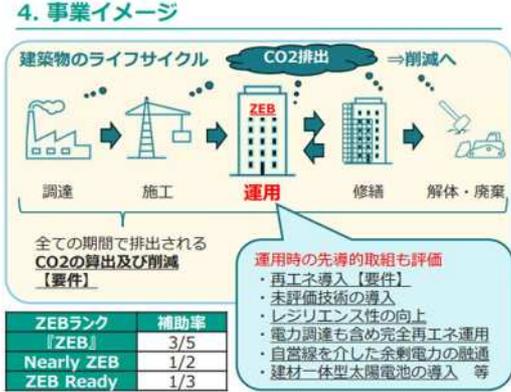
事業名	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	・一般公募(単年度事業：令和7年4月28日～令和7年12月12日／複数年度事業：令和7年11月7日～令和8年1月6日) ・新規取組公募：令和7年4月28日～令和7年8月29日		
事業概要	戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO ₂ 化に係る費用の一部を補助 ※SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(建築、設計又は販売)する住宅であることが要件		
支援内容	<対象住宅> ①ZEH基準を満たす戸建住宅(注文・建売) ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅(ZEH+) ※ハイグレード使用の場合は補助金加算 <対象者> 住宅取得者 <補助率他> ①定額(55万円/戸) ②定額(90万円/戸) ※①、②の戸建住宅に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材(CLT(直交集成板)等)を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合は補助金加算		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ ZEH事務局 電話：03-5565-4030		



事業名	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)	行政機関名	国土交通省
募集期間	事前採択タイプ：令和7年5月20日～令和7年6月30日 通年申請タイプ：【I期】～令和7年9月30日 ※【II期】I期終了後～令和7年12月22日		
事業概要	既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に係る費用の一部を補助 ※申請はリフォーム工事の施工業者又は買取再販事業者が実施		
支援内容	<対象工事>以下の(1)(2)(3)を満たすリフォーム工事 (1)インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること (2)リフォーム工事後に次の性能基準を満たすこと ・必須項目：劣化対策、耐震性(新耐震基準適合等)、省エネルギー対策の基準 ・任意項目：維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)の基準 (3)(2)の性能項目のいずれかの性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上改修工事のうち1つ以上行うこと <補助限度額> ・評価基準型：80万円/戸 ・認定長期優良住宅型：160万円/戸 ・以下のいずれかの場合、上記限度額に、50万円/戸を加算 (1)三世帯同居改修工事を併せて行う場合、(2)若者・子育て世帯が工事を実施する場合、(3)既存住宅を購入し工事を実施する場合		
お問合せ	国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室 電話：03-5805-0522		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、LCCO ₂ 削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 7 年 6 月 10 日～令和 7 年 7 月 18 日		
事業概要	建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO ₂ （ライフサイクルCO ₂ ：LCCO ₂ ）を削減し、要件を満たす建築物について導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者、団体等、地方公共団体 (都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。)</p> <p><補助率> 3/5～1/3 (上限 5 億円)</p> <p><その他> (1) 対象要件 ZEB Oriented 基準以上の省エネルギー性能を満たし、エネルギー管理体制の整備、ZEB リーディング・オーナーへの登録、ZEB プランナーの関与等がある上で、LCCO₂ の算出及び削減、再エネの導入等。付随する運用時の先導的を評価</p> <p>(2) 特に評価する先導的な取組 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入等</p> <p>(3) 優先採択枠 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 事業イメージ</p>  </div>		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、省 CO ₂ 化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 7 年 3 月 28 日～ 令和 7 年 5 月 9 日		
事業概要	熱中症対策に資する高効率機器等の導入及びフェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省 CO ₂ 移動独立型施設(コンテナハウス等)の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等</p> <p><対象事業></p> <p>(1) 業務用施設における省 CO₂ 化・熱中症対策等支援事業(一部国土交通省連携事業) 様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省 CO₂ 化の促進を図る事業。(補助率：1/3)</p> <p>①クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する事業。 (上限：1,000 万円)</p> <p>②高効率機器への更新による既存民間建築物の省 CO₂ 化を支援する事業。(上限：3,500 万円)</p> <p>③オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省 CO₂ 化を図る事業を支援する事業。 (上限：4,000 万円)</p> <p>④空き家等を業務用施設に改修しつつ省 CO₂ 化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する事業。 (上限：1,000 万円)</p> <p>※対象要件：各事業による指定の CO₂ 排出削減、運用改善に係る取組の実施等。</p> <p>(2) フェーズフリーの省 CO₂ 独立型施設支援事業 クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設(コンテナハウス等)に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省 CO₂ 化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す事業。(補助率：1/3) ※コンテナハウス本体等は補助対象外</p>		
お問合せ	<p>(1) 一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター</p> <p>(2) 公益財団法人北海道環境財団</p>		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 7 年 6 月 10 日～令和 7 年 7 月 18 日		
事業概要	新築／既存の建築物 ZEB 化に資する設備機器等の導入費用の一部補助		
支援内容	<p>＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜対象建築物及び補助率等＞ 右記の表を参照ください。</p> <p>＜補助上限額＞ 3～5 億円</p> <p>＜その他＞</p> <p>(1) 主な対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB の基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。 ・ 需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。再エネ設備を導入すること。ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEB プランナーが関与する事業であること等。 <p>(2) 優先採択枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 <p>※建材一体型太陽電池を導入する場合 等に採択時優遇有り。</p>		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター		

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
 ※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、サステナブル倉庫モデル促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	(一次公募) 令和 7 年 3 月 28 日～令和 7 年 5 月 9 日		
事業概要	物流施設における省 CO ₂ 型省人化機器及び再生可能エネルギー設備の同時導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p>＜対象事業＞ 物流施設における省 CO₂ 化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業</p> <p>＜対象者＞ 民間事業者等</p> <p>＜主な対象設備＞ 省人化設備、省 CO₂ 設備、再エネ設備等</p> <p>＜補助率＞ 1/2 上限 1 億円</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部		

事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ

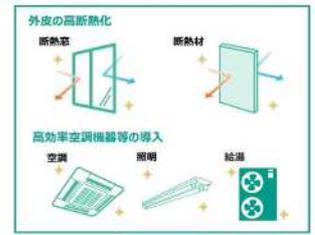
● 省CO₂化・省人化機器等の例

※導入により省CO₂化されるものに限る。

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	行政機関名	環境省
募集期間	令和7年3月31日～令和8年11月28日		
事業概要	既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体</p> <p><対象事業> 既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するための設備補助事業</p> <p><対象要件> 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等</p> <p><主な対象設備> 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明 等（設備により一定の基準を満たすものを対象とする。）</p> <p><補助率等> 改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等 上限10億円</p>		
お問い合わせ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 脱炭素ビルリノベ事業担当 電話：0120-102-912		

補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ZEB基準の水準の省エネルギー性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



事業名	集合住宅の省CO2化促進事業	行政機関名	環境省 経済産業省
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・低層（令和6年度追加公募）：令和7年3月21日～令和7年5月30日 ・低層（令和7年度一般公募）：令和7年6月16日～令和7年12月5日 ・低層（令和7年度新規取組公募）：令和7年6月16日～令和7年8月29日 ・中層（令和7年度）：令和7年5月12日～令和7年12月5日 ・高層（令和7年度）：令和7年5月19日～令和7年6月20日 		
事業概要	集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><対象となる工事></p> <p>①新築低層 ZEH-M (3層以下) ②新築中層 ZEH-M (4、5層)※1 ③新築高層 ZEH-M (6～20層)※1</p> <p><対象者> 住宅取得者等</p> <p><補助率等> ①40万円/戸 ②40万円/戸 ③1/3 (上限40万円/戸) ※1：断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、新築中層 ZEH-M は定額50万円/戸、新築高層 ZEH-M は上限50万円/戸の定額補助 *①②③について、蓄電システム、直交集成板、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合、補助額を加算。</p>		
お問い合わせ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

補助対象の例



STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	既存建築物省エネ化推進事業	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和7年4月18日～令和7年5月23日		
事業概要	既存住宅の躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入等、省エネ改修工事に係る費用の一部を補助		
支援内容	<p><補助対象> 省エネ改修工事（併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示）に要する費用</p> <p><対象者> 住宅取得者等</p> <p><補助率等> 補助対象工事の1/3、上限5,000万円/件（設備部分は2,500万円） ※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能</p> <div style="text-align: right;">  <p>※省エネ改修工事に併せて実施するもの</p> </div>		
お問合せ	既存建築物省エネ化推進事業評価事務局		

事業名	賃貸集合給湯省エネ2025事業 (住宅省エネ2025キャンペーン)	行政機関名	経済産業省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで(遅くとも令和7年12月31日まで)		
事業概要	賃貸集合住宅のオーナー等が、従来型給湯器を補助対象である小型の省エネ型給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する費用の一部を補助(リース含む) ※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施		
支援内容	<p><対象者> 賃貸集合住宅の所有者等</p> <p><対象条件> 1棟あたり1台以上の取替が対象</p> <p><対象設備> (1)潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) (2)潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) ※令和6年11月22日以降に着工のもの</p> <p><補助率及び補助額> ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールへの取替:5万円/台 ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールへの取替:7万円/台</p> <p>※補助対象となる給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、以下に該当する工事を実施する場合、その工事方法に応じた定額(3万円/台)が加算。 ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールに共用廊下を横断するドレン排水ガイド敷設工事 ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールに浴室へのドレン水排水工事(三方弁工事、三本管(二重管含む)工事)</p>		
お問合せ	住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話:0570-022-004(ナビダイヤル)03-6629-1601(IP電話等)		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	家庭における省エネ支援事業補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	公募開始前		
事業概要	V2H充放電設備を設置した場合にその費用の一部を補助		
支援内容	 <p> <対象者> V2H 充放電設備を設置した者 <対象機器> ・V2H 充放電設備：V2H 機器 <対象経費> 機器購入費 <補助金額> 定額 10 万円 </p>		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター 電話：078-735-7744		

事業名	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 (住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和7年4月1日～令和8年3月1日		
事業概要	自ら居住する県内住宅に対象設備を設置する方に、県が業務提携する金融機関から、設備の設置に係る資金を低利で融資		
支援内容	 <p> <対象者> ・自ら居住する新築・既築住宅に下記対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和8年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方（各融資機関の審査による） ・（公財）ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを県が確認した方 <対象設備> ・住宅用太陽光発電設備(10kW未満)・家庭用燃料電池(エネファーム)・家庭用蓄電池(電気自動車充電設備(V2H)含む)・家庭用太陽熱利用設備(自然循環式又は強制循環式)・内窓または複層ガラス、外窓交換、ドア交換・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等)・家庭用潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)・家庭用潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽)・省エネ化工事(冷暖房設備等※) ※省エネラベル評価が5つ星の設備、LED照明、節水型トイレ <融資金利及び償還期間> 0.8%(融資期間を通じて固定金利) *融資金利以外の保証料等は各融資機関にお問い合わせ下さい。 <償還方法> 元利均等月賦償還(毎月の均等償還)または、元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還(ボーナスでの償還)の併用。 *融資額の一部を繰上償還することはできません。 <融資限度額> 1件当たり50万円以上500万円以内(複数の設備を設置する場合はその合計額)、償還期間10年以内 *取扱可能な融資限度額は、融資機関により異なります。詳細は各融資機関でご確認ください。 </p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3284		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	木質バイオマスボイラー導入補助	行政機関名	兵庫県
募集期間	公募開始前		
事業概要	化石燃料の代替として使用可能な木質バイオマス燃料（チップ、ペレット、薪等）を燃焼するボイラーについて、設備導入等の費用の一部を補助		
支援内容	 <p> <対象者> 県内事業者、地方公共団体県内の事業所に熱を供給する事業者 <対象経費> 木質バイオマスを燃料として利用する設備（木質バイオマスボイラー）の設置にかかる設備整備費用 <主な要件> 県内の里山由来伐採木等から製造された燃料を、設置年度から5年間、重要ベースで年間50%以上使用すること <補助金額> 設置費用等の2/3 上限4,000万円 </p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 温暖化対策班 電話：078-362-3284		

事業名	子育て世帯等の新築・中古戸建住宅取得補助	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和7年4月1日～令和7年12月26日 ※注文住宅の場合、事前着工届の届け出については、令和8年1月5日以降も随時受付します。		
事業概要	若年夫婦世帯及び子育て世帯が本市の子育て住宅促進区域内において、戸建住宅を取得するために要する費用の一部を補助		
支援内容	 <p> <対象者> 若年夫婦世帯又は子育て世帯 ※その他要件あり <対象住宅> ①新築 子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅（地面積・延べ面積いずれも100㎡以上）であり、安全性の基準を満たした2階建て以下の長期優良住宅 ※その他要件あり ②中古 子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅（地面積・延べ面積いずれも100㎡以上）であり、安全性の基準を満たし、建物状況調査を受けている住宅 ※その他要件あり <補助金額> ①新築住宅 200万円 ②中古住宅 60万円 ※詳細は以下にお問い合わせください。 </p>		
お問合せ	尼崎市都市整備局住宅部住宅政策課 06-6489-6608		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

事業名	J-クレジット制度	行政機関名	—
募集期間	購入方法により異なる		
事業概要	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度		
支援内容	<p><内容> ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を他者へ売買可能な「J-クレジット」として認証</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入・更新の補助金と併用可能(ただし、環境省の補助金を除く) ・脱炭素化に資する多様な取組が対象 ・手続き等の事務局サポートあり 		
お問合せ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局		

事業名	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 (省エネ行動であま咲きコインをためよう)	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和7年4月1日～令和8年3月13日		
事業概要	CO ₂ 削減につながる特定の行動(省エネ行動)を行うと、CO ₂ 削減量に応じて地域通貨ポイントを付与		
支援内容	<p><対象となる省エネ行動></p> <p>(1)省エネ家電買い替え</p> <p>①空調機を省エネ基準達成率100%以上の機種(目標年度2027年度)への更新:2,500ポイント</p> <p>②冷蔵庫を省エネ基準達成率100%以上の機種への更新:3,000ポイント</p> <p>※更に、空調機、冷蔵庫を尼崎市内の「ひょうごスマートライフマイスター店」で購入した場合は、付与ポイント数が2倍になります。</p> <p>(2)エコ通勤(阪神バス定期券(6カ月)-240円区間)を新規購入(1人1回限り):3,000ポイント</p> <p>(3)あまがさき環境オープンカレッジへの来館:20ポイント</p> <p>(4)環境学習イベントへの参加:20ポイント</p> <p>(5)うちエコ診断(うちエコ診断の受診(1世帯年1回限り)):500ポイント</p> <p>(6)電気の選択(CO₂フリーの電気の契約・利用)(1年間(計12回)限り):900ポイント/月</p> <p>(7)公用EVカーシェア利用:200ポイント/利用</p> <p>(8)エコカーの購入:7,000ポイント</p> <p>(9)電気使用量削減:最大1,500ポイント</p> <p><ポイント付与対象者></p> <p>(1)(2)(5)(6)(8)(9):市内在住者 (3)(4)(7):どなたでも</p>		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話:06-6489-6301		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

事業名	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	行政機関	尼崎市
募集期間	随時		
事業概要	尼崎市市内においてプラスチックごみ削減の取組として給水機の設置し、給水スポットとして開放する民間事業所等を募集		
支援内容	<p><募集内容> 尼崎市市内において給水機を設置し、給水スポットとして開放していただける民間の事業所等を募集しています。 設置いただきますと、本市の給水スポットとして登録・ホームページ等に掲載いたします。</p> <p><条件等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等が自由に入出りでき、ある程度給水機が利用されることが見込まれる屋内施設であることが条件になります。 ・設置・運用にかかる費用は事業者様の負担になります。 <p><その他> 市内の給水スポット一覧など詳細はお問合せのHPをご確認ください。</p>		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301		



事業名	SDGs 企業登録事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時受付		
事業概要	SDGs 達成に資する取組を行うと宣言した企業や団体を「あまがさき SDGs パートナー」として登録し、宣言内容の市HPへの掲載による広報・PR や、その他登録特典などにより、SDGs 取組の推進を支援		
支援内容	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人等（個人事業主、NPO 法人、学校法人等を含む） ・市税の滞納をしていない者 <p><登録特典></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録書、専用ロゴステッカーの交付 ・ロゴマークの使用許可（データ提供） ・交流会「SDGs パートナーミーティング」への招待 ・市と連携する学校等への SDGs 学習支援への参加 ・兵庫県信用保証協会による「SDGs 支援保証『ステップ』」の利用が可能（通常の保証率より平均 20%割引、補償期間が最長 15 年、既に実行済みの保証協会付融資を借換可能） <p><登録方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定様式にて「経済・社会・環境」の 3 側面全てにおいて SDGs 達成に向けた取組を宣言し、下記財団へ提出 <p><登録期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録完了日から 2 年間（宣言内容の取組報告書提出による更新制） 		
お問合せ	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課 電話：06-6488-9501		

尼崎市気候非常事態行動宣言

令和3年（2021年）6月5日

近年、私たちは過去に経験をしたことのないような豪雨、猛暑などに見舞われており尼崎市を含め日本各地で地球温暖化が一因とされる異常気象による被害が発生しています。そして、地球温暖化による影響・被害は、私たちの生活だけでなく自然環境にも及んでおり、すべての生き物の生存基盤を脅かす危機だといえます。

こういった危機を引き起こした主な原因は私たち一人ひとりの人間の活動によって排出された二酸化炭素であるとされており、世界ではパリ協定の下に工業化以前からの気温上昇を2℃より低い状況に保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求するための取組が始まっています。

私たちは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことをここに宣言します。

- 2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指します。
- 消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- 一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- 地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。



あまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)のご案内

尼崎市では、事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの立場で環境保全活動に取り組んでいただくために、環境保全活動に関心のある市内の事業者・団体を対象にネットワークを作り、その一環としてあまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)を毎月、会員のみなさまに配信しています。

「エコカネ通信」では、尼崎市が実施する補助事業・イベント等の最新情報をはじめ、省エネ・省CO2支援制度～補助金ガイドブック～で紹介した国や県の補助制度の気になるその後の情報や法令の改廃、国際情勢や国の政策動向を踏まえて開催される説明会や講演会などのイベント情報を会員のみなさまにいち早く、また、タイムリーにお届けします。

ぜひ、エコカンパニーネットワーク会員にご登録いただき、「エコカネ通信」をご購読(無料)ください!

尼崎市ホームページ

<対象>

尼崎市内に事務所または事業所を置く企業、団体



<申込方法>

右記QRコードから、申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、ファックスまたは電子メールで環境創造課までお送りください。

<送り先>

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

ファックス番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp



～尼崎市環境部のインスタ始めました～

作成・発行

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課 (市役所中館9階)

住所：尼崎市東七松町1-23-1

TEL：06-6489-6301 / FAX：06-6489-6300

e-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

